

地域水田農業活性化緊急対策

I 事業内容

- 1 地域全体として生産調整目標を達成しようとする地域水田農業推進協議会との間で、生産調整の拡大を図るための次の「長期生産調整実施契約」を締結した農業者に対し、「踏切料」としての「長期生産調整実施者緊急一時金」を交付

「毎年、その経営する水田のうち地域水田農業推進協議会の指示する面積に、麦・大豆・飼料作物又は地域水田農業推進協議会の指定する作物（ソバ、ナタネ等）を作付ける旨の長期契約（5年）」

- 20年産の麦・大豆・飼料作物等の作付面積（生産調整の拡大分）について、
 - ・ 19年産目標を達成している者は、5万円／10a
 - ・ “ ” を達成していない者は、3万円／10a

ただし、1農業者100万円を上限（地域協議会が生産調整目標の達成上特に必要であるとして都道府県協議会の承認を得た場合は、その額を上限とする。）

- 2 地域全体として生産調整目標を達成しようとする地域水田農業推進協議会との間で、生産調整の拡大を図るための次の「非主食用米低コスト生産技術確立試験契約」を締結した農業者に対し、「踏切料」としての「長期生産調整実施者緊急一時金」を交付

「その経営する水田の一部を活用して、地域水田農業推進協議会の指示に従い、非主食用米の低コスト生産技術（多収品種・直播栽培・二期作・麦と非主食用米の年2作等）の確立試験に取り組み、その試験結果等を、同協議会に報告する旨の長期契約（3年）」

- 20年産の試験圃場面積（生産調整の拡大分）について、5万円／10a

II 予算額

500億円（平成19年度補正）